

別記様式第1号(第四関係)

西興部村地区活性化計画

北海道西興部村

令和2年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 西興部村地区活性化計画

都道府県名 北海道

市町村名 西興部村

地区名(※1)

西興部村地区

計画期間(※2)

令和2年度～令和6年度

目 標 : (※3)

農林業を基幹産業とする西興部村は、人口の減少や少子高齢化が進むにつれ、農林業に限らず地域全体として担い手不足が大きな問題となっており、地域の活力低下が懸念されている。このことは、商店をはじめ村の経済に悪循環を招き、特に若年層の定住人口が少なく、地域全体として活力低下が著しい状況となっている。このため、農業においては、TMRセンター開設、育成牧場預託、バイオガス糞尿処理など搾乳作業に特化できる体制を整え、労働力を最大限軽減することで新規就農者の積極的な受け入れを推進し、酪農の維持・拡大を図る。また、林業においては、森林所有者の経営意欲が減退して、森林の適正な維持管理が危ぶまれていることから、森林環境譲与税の有効活用による多面的機能の発揮、保持を図るとともに、連携する木材加工業での木材不足に対応するため、新たな事業の創出による林業の振興を図り、楽器工場における若者の就労の場を確保することで定住人口の維持・増加をめざす。

<定住人口の維持・増加(転出人数の増加の抑制)>

転出予測値=R4 92人 R5 92人 R6 92人 平均 92人

転出目標値=R4 89人 R5 89人 H6 89人 平均 89人

転出人数の増加の抑制数 92人-89人=3人抑制

目標設定の考え方

地区の概要:

西興部村は北海道の北東部・オホーツク総合振興局管内の西北端に位置し、東と北は興部町、南は滝上町、西は下川町(上川総合振興局)に接し、最寄りの都市は西側最寄りの名寄市、東側最寄りの紋別市までそれぞれ約50kmで結ばれ、社会的・経済的あるいは消費生活面でもこの両市とのつながりは大きい。

地形の大部分は標高平均400m程度で激しく起伏する山岳地帯であるため、興部川・藻興部川沿いに狭長な農地があるものの、北海道における平坦で広大な農地とは異なる。

気候はオホーツク海気圧の影響を受け、概して低温な気候で、過去5年間(2010年～2014年)の平均気温は5.74℃、年平均降水量1,070mm、年平均最深積雪1.10mである。夏は海流の影響を受けた濃霧によって、長期の低温が多くなる。年間日照時間は1,464.4時間(1987～2010年の平均)である。

平成27年10月1日国勢調査人口は1,141人、世帯数は685戸であり、昭和10年(1935)の4,867人をピークに近年まで減少傾向に推移している。人口構成は平成22年国勢調査によると、年少人口(0～14歳)が109人で9.6%、生産年齢人口(15～64歳)が643人で56.7%、老年人口(65歳以上)が383人で33.7%となり、少子高齢化が進んできている。

2010(平成22)年度における産業別の就業人口は第1次産業が99人(18.2%)、第2次産業は111人(20.4%)、第3次産業は335人(61.5%)と第3次産業の割合が最も多い。基幹産業である第1次産業の内訳は農業が71人(13.0%)、林業が27人(5.0%)である。昭和60年では179人で全体の23.3%を占めていた農業の就業人口は減少傾向に推移している。

面積は308.08km²で、耕地面積が16.40km²の5.3%、林野面積が274.98km²の89.3%を占める山間地である。村の起源である林業で利用されていた森林資源が今後、伐期を迎えてくる。

交通体系は、主要道路として国道239号線が東西に走っているほか、道道2路線が村内の各集落を結び、人々の生活を支えている。JR名寄本線は平成元年に廃止され、その後、沿線自治体による名寄線代替バス運営協議会が名寄と紋別を結ぶバス路線として運行し、村営バスが村内各地を結ぶ補完的な機能を果たしている。航空路線は西興部市街地から約60kmにオホーツク紋別空港がある。

大正14年西興部村が誕生した背景には、大正10年、名寄本線が全通したことにより本村3駅の土場には多くの原木が山積みされ、遠く本州まで運ばれるなど林業が栄えたことによる。農業は厳しい冬を越すための自家用作物の作付けが主であったが、馬鈴薯を原料とする澱粉工場等が相次ぎ創業し、本村地域の黄金期を迎え、その後は澱粉の需要も減り、冷害凶作も重なったことから昭和40年代には完全な酪農地帯へと変わった。平成31年3月末現在、農家戸数は15戸(うち法人3)で、乳牛飼養頭数は3,422頭、年間生乳生産量は16,870t、年間生産額は152,527万円である(農協調査)。

林業は、平成22年2月現在、経営体数は34経営体である(平成22年世界農林業センサス)。森林面積は平成27年3月に27,496haであり、民有林が13.3%、村有林が4.3%、国有林が0.0%、道有林が82.4%である。民有林の樹種別面積では針葉樹が58.1%を占める。

製造業は、平成25年における事業所数は3事業所、従業者数は61名で、年間生産額は82,761万円である(平成25年経済センサス)。事業所数は大きく変動していないものの、従業員数や製造品出荷額、付加価値額等は増加傾向である。この3事業者のうち、1事業者は飼料業のTMRセンターであり、1事業者は木材加工業者(楽器工場)と基幹産業である農林業と深く連携した製造業である。

現状と課題

【現状】農業は酪農へと転換し、小規模酪農から規模拡大を図るため、老朽化した牛舎新設、外国人労働者の受け入れや法人化による労働力の確保、大型機械の導入、TMRセンターの整備や計画的な圃場整備による草地基盤の効率的活用と飼料の安定供給を図り、平成31年には約9割にあたる13戸がバイオガスプラントによる糞尿処理を行っているなど近代的な農業を進めている。近年は新規就農者3戸の受け入れにより、農家戸数の現状維持が図られている。

林業は、長期にわたる不況に加えて世界的な金融危機を背景とした需要減退等の後、円安等で少しは持ち直したが、依然として木材価格の低迷が続くとともに、林業労働者の高齢化や担い手不足など、林業を取り巻く厳しい環境は山づくり意欲を大きく減退させ、管理も放棄されたままの山林が目立ってきており、森林の持つ公益的機能の発揮に支障をきたす恐れがある。一方製造業として、豊富な木材資源の有効活用を図るため、平成3年に第3セクターで設置した「楽器工場」が操業を開始しており、雇用の場としても重要な役割を担っている。

【課題】農業は、各地で離農が増える中、今後の経営主の高齢化や後継者不足、規模拡大等による労働力の不足が問題となっている。また、草地の植生悪化やエゾシカ等による飼料作物への被害も問題で、TPPIによる今後の影響が拍車をかけ、これらの課題解決が基幹産業である酪農の維持・拡大に不可欠である。

林業においては、森林が本村の総面積の約90%を占めるが、森林総面積の8割以上が道有林であり、村有林は全体の4%に過ぎず、林業振興のうえからも道有林の有効活用が大きな問題点となっている。

また、森林所有者の経営意欲が減退して、森林の適正な維持管理が危ぶまれている。さらに、森林に対するニーズの多様化に対応して、健康・文化・教育活動の場の提供等、森林の有する公益的機能を発揮させるための整備が望まれている。

一方製造業においては、地域に存在する豊かな資源を利用した木材加工業(楽器工場)は、平成3年から操業を開始して、エレキギターの本体部分の原板及び塗装仕上げ品の生産等を行っているが、更なる生産の安定化を図る必要があるとともに、シナ材が将来的に不足することが懸念されることから、それを補完する原材料の確保が必要である。さらに、国内外の為替相場に影響を受けやすいことから、優れた塗装技術を生かした完成品の生産と人材の確保、高付加価値を付けた製品の製造が必要である。

今後の展開方向等(※4)

農業は、経営主の高齢化や後継者不足の問題から、TMRセンターの有効利用と地域が連携したコントラクター機能の充実を図り、就農環境の改善、新規就農者の積極的な受け入れなどを推進し村内酪農家の維持・拡大を図る。家畜糞尿をバイオガスプラント処理した際にできる液肥(消化液)を有効活用し、植生改善と生産基盤の強化を図り、食の安全・安心のため良質の生乳生産、粗飼料確保を目指していく。また、生産基盤を強化するため、施設整備や機械の導入、草地整備改良や明渠排水整備などを計画的に実施し、エゾシカ等による食害対策の強化により収益性の高い地域農業の確立を図る。

さらに、酪農経営安定化にソフト面から支援するため、酪農ヘルパー運営事業、後継者対策、負債整理対策なども積極的に推進し、酪農地帯での生乳生産に付加価値を高めるよう乳製品の加工・販売を推進する。

林業においては、現在の林業情勢は低迷しているが、永い年月を要する産業であり、村有林はもとより民有林においても価値ある大径木生産を目指して、造林、下刈や除伐・間伐を適宜行うとともに、不良林部分の改良に努め、伐期を迎えた人工林は計画的に更新し、森林資源を自然から守るための保安林の整備も積極的に実施する。また、森林所有者の経営意欲が減退して、森林の適正な維持管理が危ぶまれている現状であることから、国の森林環境譲与税の有効活用により、新たな森林事業の創出など森林が有する多面的機能の発揮に保持に努める方向とし、網走西部流域で「緑の循環森林認証(SGEC)」を取得し、日本で最大の森林認証エリアになったことを受け、紋別市、興部町、雄武町、西興部村、森林組合で協議会を設置し、未加入の私有林及び公有林の更なる認証取得にむけて取組こととし、認証林の普及と利用の拡大を図る。

また、伐期が到来した村有林の伐採計画に伴い、今後、地域資源を活用したギターの生産量増加のため、施設規模の拡大を図り、安定した生産体制を整えることで、雇用の増加と定住人口の確保を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
西興部村	西興部村地区	地域資源活用起業支援施設(地域資源活用起業支援施設)	オホーツク楽器工業(株)	有	二	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
西興部村	西興部村地区	オホーツク楽器工業株式会社職員等就職準備金貸付事業	オホーツク楽器工業株式会社	西興部村財源支援
西興部村	西興部村地区	西興部村イメージキャラクター「セトウシケン」テーマソング全国募集事業	西興部村	
西興部村	西興部村地区	第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略	西興部村	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

西興部村地区(北海道西興部村)	区域面積(※2)	30,808ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の総面積30,808haのうち、耕地面積が1,640ha、林野面積が27,498haで、農林地面積は合わせて29,138haと全体の94.6%を占め、全体のほとんどが農林地であり、典型的な農山村地域である。また、産業別人口は、全従業員数551人に対し、農林業従事者数は110人で20.0%を占めており、関連する製造業とともに農林業が重要な産業であることを表している。		
②法第3条第2号関係: 当該地区の人口動態は、国勢調査によると平成12年の1,310人から平成27年の1,141人まで減少し、近年においても1,135人(平成22年)から1,077人(平成31年3月末住基人口)と減少の一途をたどっている。一方、高齢化率(65歳以上の割合)は、平成22年で33.7%となっており、平成31年3月末では、34.6%と増加してきており、地域活性化のためには雇用の場の確保及び定住の促進を積極的に進めることが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は、農業振興地域に指定されている区域であり、市街化区域はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

村が住民基本台帳に基づき、当該地区の定住人口(転入・転出人数)を調査し、達成状況を把握する。また、村内の農林業関係者をはじめ、建設業や商工関係などで組織される、「西興部村まち・ひと・しごと創成会議」において、評価検証を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。